

# 第247期 決算公告

2022年6月17日

岐阜市神田町八丁目26番地  
株式会社 十六銀行  
取締役頭取 石黒明秀

貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	2,132,578	預金	6,244,736
現金	61,603	当座預金	442,580
預け	2,070,974	普通預金	3,691,062
商品有価証券	115	貯蓄預金	99,790
商品	87	通知預金	48,122
商品地方債	27	定期預金	1,894,444
金銭の信託	7,011	その他の預金	68,736
有価証券	1,459,637	譲渡性預金	34,000
債権	204,738	売現先勘定	133,747
地方債	549,054	債券貸借取引受入担保金	87,537
社債	273,495	借入金	1,384,229
株式	138,657	借入	1,384,229
その他の証券	293,690	外国為替	1,594
貸出	4,550,493	売渡外国為替	1,164
割引手形	12,025	未払外国為替	430
手形貸付	88,195	その他の負債	21,944
証書貸付	4,104,903	未決済為替借	157
当座貸越	345,368	未払法人税等	2,359
外国為替	8,861	未払費用	810
外国他店預け	7,952	前受収益	1,712
買入外国為替	337	金融派生商品	10,674
取立外国為替	571	金融商品等受入担保金	3,405
その他の資産	83,883	資産除去債務	207
未決済為替	284	その他の負債	2,617
前払費用	230	賞与引当金	1,016
未収収益	3,956	退職給付引当金	6,040
先物取引差入証拠金	2,215	睡眠預金払戻損失引当金	502
金融派生商品	6,995	偶発損失引当金	519
金融商品等差入担保金	3,489	繰延税金負債	13,667
その他の資産	66,711	再評価に係る繰延税金負債	6,407
有形固定資産	53,843	支払承諾	14,244
建物	10,205	負債の部合計	7,950,190
土地	41,148	(純資産の部)	
建設仮勘定	2	資本	36,839
その他の有形固定資産	2,486	資本剰余金	46,473
無形固定資産	5,327	資本準備金	27,817
ソフトウェア	2,492	その他資本剰余金	18,656
のれん	2,140	利益剰余金	207,161
その他の無形固定資産	694	利益準備金	20,154
前払年金費用	9,487	その他利益剰余金	187,007
支払承諾見返	14,244	別途積立金	167,700
貸倒引当金	△ 23,406	繰越利益剰余金	19,307
		株主資本合計	290,474
		その他有価証券評価差額金	48,944
		土地再評価差額金	12,468
		評価・換算差額等合計	61,413
		純資産の部合計	351,887
資産の部合計	8,302,077	負債及び純資産の部合計	8,302,077

損益計算書

( 2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		83,990
資金運用収益	54,772	
貸出金利息	38,283	
有価証券利息配当金	14,341	
コールローン利息	1	
預け金利息	2,065	
その他の受入利息	80	
役員取引等収益	16,906	
受入為替手数料	4,056	
その他の役員収益	12,849	
その他業務収益	4,430	
外国為替売買益	1,819	
国債等債券売却益	1,730	
国債等債券償還益	4	
金融派生商品収益	875	
その他経常収益	7,881	
株式等売却益	7,237	
金銭の信託運用益	70	
その他の経常収益	574	
経常費用		59,439
資金調達費用	249	
預金利息	202	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△ 20	
売現先利息	26	
債券貸借取引支払利息	7	
借入金利息	11	
金利スワップ支払利息	8	
その他の支払利息	11	
役員取引等費用	5,716	
支払為替手数料	613	
その他の役員費用	5,103	
その他業務費用	12,576	
商品有価証券売買損	5	
国債等債券売却損	12,037	
国債等債券償還損	517	
国債等債券償却	16	
営業経費	37,840	
その他経常費用	3,056	
貸倒引当金繰入額	2,424	
貸出金償却	0	
株式等売却損	460	
株式等償却	21	
その他の経常費用	149	
経常利益		24,551

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
特 別 利 益		192
固 定 資 産 処 分 益	16	
新 株 予 約 権 戻 入 益	154	
そ の 他 の 特 別 利 益	22	
	<u>          </u>	
特 別 損 失		162
固 定 資 産 処 分 損	162	
	<u>          </u>	
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>24,581</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,185	
法 人 税 等 調 整 額	1,069	
法 人 税 等 合 計		<u>7,255</u>
当 期 純 利 益		<u>17,326</u>

## 第247期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	4年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先等債権」という。)については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により  
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

## 8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

### 貸倒引当金

#### 1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 23,406百万円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、個別注記表「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

##### (2) 主要な仮定

連結財務諸表の連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

##### (3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

連結財務諸表の連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

## 会計上の見積りの変更

### (貸倒引当金の計上方法の変更)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、当事業年度より要管理先以外の要管理先債権のうち、要管理先相当の支援を必要とする債務者に対する債権については信用リスクが高まっていると判断し、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金は1,036百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 3,355 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計 62,737 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,226 百万円
危険債権額	55,232 百万円
要管理債権額	2,262 百万円
三月以上延滞債権額	19 百万円
貸出条件緩和債権額	2,243 百万円
小計額	68,721 百万円
正常債権額	4,561,809 百万円
合計額	4,630,531 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,363 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	884,604 百万円
貸出金	1,187,313 百万円
その他の資産	94 百万円

担保資産に対応する債務

預金	105,140 百万円
売現先勘定	133,747 百万円
債券貸借取引受入担保金	87,537 百万円
借入金	1,384,229 百万円

上記のほか、その他の資産には、保証金 1,436 百万円及び中央清算機関差入証拠金 36,344 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,258,146百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高 535,277百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,227,415百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,043百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 58,162百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 982百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は63,076百万円であります。

11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 157百万円

12. 関係会社に対する金銭債権総額 903百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 26,292百万円

14. 単体自己資本比率(国内基準)は、9.34%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	284百万円
役員取引等に係る収益総額	386百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	305百万円
その他の取引に係る収益総額	22百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	858百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,498百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

当行の子会社・子法人等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 百万円	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社・ 子法人等	十六信用保証 株式会社	岐阜市	58	信用保証 業務	直接 100.00	各種ローンの 債務保証	被債務 保証	1,669,541	—	—

(注) 十六信用保証株式会社は、当行の各種ローンの保証を行っておりますが、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して取引条件を決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	44,304	44,586	281
	そ の 他	—	—	—
	小 計	44,304	44,586	281
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	18,720	18,504	△215
	そ の 他	—	—	—
	小 計	18,720	18,504	△215
合 計		63,024	63,090	66

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	3,350
関連法人等株式	—

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. その他有価証券(2022年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	124,740	37,492	87,248
	債 券	141,980	140,747	1,232
	国 債	18,305	18,074	230
	地 方 債	75,476	75,269	207
	社 債	48,198	47,404	794
	そ の 他	70,367	68,914	1,453
	小 計	337,088	247,154	89,933
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	6,475	7,940	△1,464
	債 券	822,284	830,799	△8,515
	国 債	186,433	190,334	△3,900
	地 方 債	473,577	476,853	△3,276
	社 債	162,273	163,611	△1,338
	そ の 他	207,139	218,184	△11,044
小 計	1,035,899	1,056,924	△21,024	
合 計		1,372,987	1,304,079	68,908

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,934
組合出資金	15,339

組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	33,182	6,623	196
債 券	103,066	255	180
国 債	43,318	195	151
地 方 債	16,136	33	29
社 債	43,611	26	—
そ の 他	339,947	1,844	12,120
合 計	476,196	8,724	12,498

6. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券21百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、32百万円(うち株式16百万円、社債16百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については30%以上、正常先が発行する有価証券については50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	1,011	1,000	11	11	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,925 百万円
有価証券	2,096 百万円
退職給付引当金	1,807 百万円
減価償却費	1,271 百万円
その他	1,408 百万円
繰延税金資産小計	12,509 百万円
評価性引当額	△3,851 百万円
繰延税金資産合計	8,658 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,465 百万円
退職給付信託設定益	△954 百万円
その他	△905 百万円
繰延税金負債合計	△22,325 百万円
繰延税金負債の純額	△13,667 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	9,278 円 71 銭
1株当たりの当期純利益金額	460 円 19 銭

(企業結合等関係)

連結財務諸表の連結注記表(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。